

No.	区分	質問内容	回答内容
1	募集	応募スケジュールが示されているが、このスケジュール以外に申請するタイミングはあるのか。	次年度も募集は行う。ただし、審議会への諮問が必要となりその開催スケジュールと関わるため、年に1・2回程度の募集となると想定している。
2	運営主体	グループ企業等と合同で事業所内保育事業所を設置する場合も認可を受けられるか。	複数の企業が合同で設置する事業所内保育事業所も認可を受けることは可能。その場合、①認可を受ける設置者となる企業(主たる設置・運営主体である企業)をひとつに特定すること②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておく必要がある。
3	定員・対象児童	地域枠に空きがある場合に、従業員枠を超えて従業員の子どもを入れていいか。	認可基準の範囲内であれば、従業員枠の定員を超えての受入れは可能となるが、地域枠の空きを活用できるかどうかは、当該地域における他施設の入所待ちの状況にもよるため個別に協議することとしたい。
4	定員・対象児童	対象児童は3歳未満児とのことだが、3歳未満児専用の施設となるということか。	本則の給付費の対象となるのは3歳未満児。ただし、特例給付により、満3歳到達児など3歳以上児についても受け入れることは可能。 事業所内保育は企業の福利厚生のための施設であることを踏まえると、3歳以上児の預かりも一定の範囲で認める方向で検討すべきであると考えており、例えば従業員枠の定員の範囲内であれば受け入れ可能とする等、預かり方によって個別に検討していくこととしたい。
5	定員・対象児童	年齢別定員を設ける必要があるか。	給付対象施設としての確認を受けるためには、最低限0歳児と1～2歳児は分けてもらう必要がある。それ以上の区分については個別にご相談いただきたい。
6	定員・対象児童	従業員枠の子どもが3歳以上になった場合、事業所内保育所にはいられなくなるのか。また、現在3歳以上の従業員の子どもが入所しているが、認可を受けた場合はいられなくなるのか。	受入れ先の確保が困難である場合、本人の希望に基づき、定員の範囲内で特例給付を受けて利用することは可能となるため、個別にご相談いただきたい。
7	定員・対象児童	就労時間が市の基準に満たないなど、支給認定の対象とならない子どもを現在預かっているが、認可を受けた場合はいられなくなるのか。	定員の範囲内であれば、従業員の子どものについては、受け入れ可とする方向で検討している。
8	定員・対象児童	商業店舗などにおいて、事業所内保育事業所を設置する施設等の利用客の子どもを預かることは可能か。	区画や職員配置などを完全に区分することができれば、自主事業として実施可能とする方向で検討している。詳細については個別にご相談いただきたい。

No.	区分	質問内容	回答内容
9	設備基準	建物用途が「保育所」であることとされているが、介護施設等の一部で事業所内保育を実施している場合の取扱いはどうなるのか。	介護施設等の一部であっても、事業所内保育を実施する部分については、原則として用途を特殊建築物「保育所」に変更する必要がある。 ただし、①現在の使用状況によっては用途変更ができない場合、又は、②実施する事業所内保育の定員等の規模によっては用途変更が不要となる場合があるため、個別に本市建築審査課へご相談いただきたい。
10	設備基準	定員19人以下の小規模型事業所内保育事業所については調理設備を設ける必要があるが、調理設備とは具体的にどのようなものか。	以下の基準を満たした調理設備を設けている必要がある。 ①調理設備が保育室と区画されていること(ベビーゲート等での区画も可)。 具体的には、カウンターキッチンであれば、入口にベビーゲートの設置で可。通常のキッチンであれば、調理設備の周囲をベビーフェンス及びゲートで区画すれば可。 ②冷凍冷蔵庫があること。 ③シンクがあること(2層式シンクであることが望ましい。) ④定員数に応じ、必要数のコンロがあること(連携施設からの搬入の場合は、1口でも可)。 ⑤調理台、配膳台があること(配膳台は配膳車と兼用可)(連携施設からの搬入の場合は、調理台はなくても可)。 ⑥オーブンがあることが望ましい(電子レンジに付属する機能可)。 ⑦手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましい。 ※定員20人以上の場合は、区画された調理室が必要となる。
11	給食提供	現在実施している施設では、給食は弁当持参としているが、認められないのか。	自園調理(小規模型の場合、社員食堂による調理も可)、連携施設、同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入以外の方法による提供は認められない。
12	職員	職員は定員見合いで配置する必要があるか。	利用申込があった際に受け入れる体制を整えておくことは前提と考えるが、実際の入所児童数に関わらず、常時定員どおりの職員配置を保持することまでは求めないので、運用上の判断にお任せする。
13	職員	職員配置基準上必要な職員については全て常勤職員でなければならないか。常勤換算で良いのか。	常勤換算で可能。常勤比率については国から示されていないため不明だが、保育所運営費においては、比率は示されていない。
14	保育時間	保育標準時間認定・短時間認定の考え方は従業員も同じか。	同じ。
15	保育時間	保育時間以外は延長保育となるという考え方は従業員も同じか。また、保育時間は公立保育所と同じ時間帯(標準時間7:00～18:00、短時間9:00～17:00)となるのか。	保育時間帯以外が延長保育となるという考え方は同じ。時間帯の設定は従業員の勤務時間帯などを踏まえ各事業所において決定いただく。ただし、8時間以上とする。
16	補助	給付の開始時期は、地域枠を受け入れた月からとなるのか。	地域枠を設けていれば実際に利用が無くても、従業員の子どもの給付は可能。

No.	区分	質問内容	回答内容
17	補助	千葉県独自の上乗せ補助は検討しているか。	予算事項であるため、明確な回答はできないが、職員配置に対する補助等はそもそも配置基準が国基準通りであることなどから、保育所等と同様には考えていない。
18	職員	保育所型として認可を受けるにあたって、現在保育士資格を有していない職員を雇用している場合には当該職員は退職させなければならないのか。	保育士資格を有していない場合は、職員配置基準上必要となる保育士にカウントすることはできないが、保育の補助者として、引き続き雇用することは可能。 例えば、職員配置基準上6人の保育士が必要となる場合に、その6人のカウントに無資格者を含めることはできないが、保育士が6人配置されている場合には、補助者として別途配置することは可能。
19	募集	職員配置や設備等が平成27年4月1日までに整わず、認可事業としての事業開始が平成27年4月1日以降となってしまう場合、今回の応募スケジュールによる申請はできないのか。	平成27年4月1日からの事業開始が前提となるが、予定時期をお示しいただきその時期までに確実に認可基準を満たす見込みがあれば、事業開始を平成27年4月1日以降とする申請は可能。 ただし、利用希望者の地域枠へのあっせんは認可及び確認後となる。
20	補助	給付対象とならない従業員の子どもや地域の子どもを一時的に預かる場合、補助を受けることは可能か。	国の動向を踏まえ現在検討中であり、決定次第お知らせするが、従業員の子どもの一時的な預かりについては、自主事業によるものと考えている。
21	連携施設	連携施設設定に係る経費について、基準額はあるのか。	連携にあたっては、説明会資料3(1)連携契約の内容の各項目について、自園での体制を踏まえ連携が必要な項目を検討した上で、連携施設側と調整していただくこととなるものであり、経費の額についても、連携する内容や児童の人数によって異なることとなるため、個別に連携施設とご協議いただきたい。
22	連携施設	複数の施設と連携することは可能とのことだが、連携施設側が複数の事業所内保育事業等と連携することは可能か。	連携施設側の運営に支障のない範囲であれば、可能である。
23	給食提供	給食について、社員向け弁当や社員寮の食事を作っている業者から外部搬入することは可能か。	連携施設、同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等以外からの外部搬入は認められない。

No.	区分	質問内容	回答内容
24	職員	管理者設置加算の支給を受けなければ、配置基準上必要となる保育士(保育従事者)の他に、管理者を配置しなくても良いか。	事業所に常駐する管理者を配置していただく必要はあるが、専任であることまでは求めない。
25	職員	国の「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」に保育所型の場合の公定価格上の配置基準は認可保育所を参照することとされており、配置基準以外に「利用定員90人以下の施設については1人を加配」「保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人加配」とあるが、配置基準以外に別途常勤職員を2人を雇用しなければならないのか。	公定価格上の配置基準とは、休日代替、休憩代替等により常時利用児童に対する認可基準を満たすために必要と想定される職員配置基準を示すものであるが、具体的な運用の取扱いについては、今後示される公定価格の内容を踏まえて検討する。
26	支給認定	従業員枠の児童の支給認定はいつ頃行うのか。	具体的な手続きの方法については検討中だが、事業所内保育事業としての認可内定後、支給認定の申請を行っていただくこととなると想定している。 なお、支給認定は従業員の居住する市町村へ申請することになる。
27	定員・対象児童	現在、就労時間が市の基準に満たないなど、支給認定の対象とならない子どもを一時的に預かっており、継続して預かる場合の条件はあるか。	従業員の子どもについては、定員の範囲内で職員配置基準、面積基準を満たした上で預かることは可能とする予定。ただし、市の補助対象とはならず、自主事業として実施していただくこととなる。 従業員以外の子どもの一時預かりについては、現在検討中である。
28	職員	申請様式の「様式第2号」の保育従事者とその他(保育補助)の違いは何か。	保育従事者とは、小規模型B型基準において職員配置基準上カウントされる無資格の職員。その他(保育補助)はカウントされない職員(事務員等)。 保育従事者については、市が2月から3月にかけて実施する予定の研修を受講していただくこととなる。
29	職員	小規模型B型基準の場合、利用児童が1人の場合でも、職員2人を配置(うち1人が保育士)する必要があるのか。	利用児童が1人の場合、認可基準上必要な保育士等の数は1人となるが、実際の運用については今後国から示される予定である。
30	研修	保育士資格を有しない保育従事者は研修を受講することとされているが、当該研修受講にかかる時間はどの程度か。	今年度においては家庭的保育者に係る研修を受講していただく予定。基礎研修と認定研修を受けていただくことになる。基礎研修が20時間程度の講義と2日以上の見学研修、認定研修が40時間程度の講義と26日間の実習となっており、基礎研修は必須となるが、認定研修の取扱いについては検討中。